

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 7 年
4 月 30 日
(水曜日)

目次

○告示

令和七年度クリーニング師研修の指定（生活衛生課）	一
令和七年度クリーニング所業務従事者講習の指定（生活衛生課）	一
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定（厚政課）	二
保安林予定森林（萩市）（森林整備課）	二
道路の区域の変更（道路整備課）	二
道路の供用の開始（道路整備課）	二
○公告	二
岩国南都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）	三
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	三
○企業管理公告	三
契約の締結	三
○雑報	三
県報の正誤（令和七年四月十八日山口県告示第四百四十三号）	四

山口県告示第四百四十八号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定により、次の研修を令和七年度におけるクリーニング師の研修として指定した。

令和七年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 研修の主催者

名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修の種類

第一型研修

三 研修の開催期日及び開催場所

開催期日

開催場所

令和七、八、二四（日曜日）

下松市大手町二丁目三番一号
下松中央公民館

四 研修の受講料

五千円

一 研修の主催者

名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修の種類

第二型研修

三 研修の受講料

五千円

山口県告示第四百四十九号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の三の規定により、次の講習を令和七年度におけるクリーニング所の業務従事者に対する講習として指定した。

令和七年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 講習の主催者

名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 講習の種類

第二型講習

三 講習の受講料

四千五百円

山口県告示第百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和七年四月三十日

居宅介護事業者		居宅介護事業所		事業の種類	指定年月日
氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地		
有限会社フジアート	周南市大字下上二二三の七	さわやか訪問介護事業所	周南市大字下上二二三の一	訪問介護	令和七、一

山口県告示第百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和七年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字須佐字丸山六五、六六、七〇、七一、七三、一〇〇三三、一〇〇三五、一〇〇六八の一、一〇〇六九、一三三九五、字坂根二一九から二二三まで、二二四、一〇〇七五、一〇〇七六、一〇〇七七の一、一〇〇七七の二、字樋ノ口二三〇の一、二三六、字長谷二四六の一、二四八の一、二五一の一、二五二、二七〇の一、二七一の一、二七二の二、二七三の一、二七三の三、二八五、二八六、二八七の一、二八八、三〇三の一、三〇四から三〇七まで、一〇〇八五の二、一〇〇八五の六、一〇〇八五の七、一三三四二の一、一三三四三の一、一三三四四の一、一三三四五、一四八五九、字埵一〇〇七一の四、一〇〇七二、一〇〇七四の一、一〇〇七四の二、字樋口一〇〇七九の一、一〇〇八一、字家浴一〇〇八五の一、字家ノ上二〇〇八五の四、一〇〇八五の五、一〇〇八八、字家の平一〇〇八六、一〇〇八六の一、字家ノ奥一〇〇八九、字弥兵衛ヶ浴一〇〇九〇の一、字長ヶ浴一〇〇九一、字三本松一〇三二八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年四月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和七年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路 線 名 東浦西浦線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)		備 考
	新	旧	最狭	最広	七一一・〇	七一一・〇	
柳井市平郡字波戸上一〇〇八地先から 同市平郡字羽崎九七七の一の地先まで			最狭 一九・七	最狭 一一・七	七一一・〇	七一一・〇	道路改良工事の完了による。

山口県告示第百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年四月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和七年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 東浦西浦線	柳井市平郡字波戸上一〇〇八地先から 同市平郡字羽崎九七七の一地先まで	令和七年五月一日



(九二) 岩国南都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国南都市計画汚物処理場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和七年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

岩国南都市計画汚物処理場一玖西環境衛生組合汚泥再生処理センター

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(九三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和七年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

山陽小野田市大字東高泊字下三四ノ割、字下二二ノ割及び字上一二ノ割

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山陽小野田市大字東高泊二三二七番地の一

不二輪送機工業株式会社



公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和七年四月三十日

山口県公営企業管理者 弘田 隆彦

一 事務を担当する課の名称及び所在地

企業局総務課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

企業局財務会計・予算編成システム再構築業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和七年二月二十八日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社アクトシステムズ 広島県福山市西町二丁目二番八号

六 契約金額

三千八百八十一万二千四百円

七 随意契約によることとした理由

地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十一条の十三第一項第

八号に該当するため

八 契約担当者

山口県公営企業管理者 弘田 隆彦

令和七年四月三十日印刷
令和七年四月三十日発行

発行人所

山口県知事庁

正		誤	
ク	二 七 ー ヌ	ク	二 七 ー ヌ
一。 二。	○。	ク・	九・
一。 四。 一。 二。	一。 一。 〇。	ク・	一。 一。 八・
ク	検 出 せ ず。	ク	○ ・ ・ 一
ク	検 出 せ ず。	ク	一・
ク	検 出 せ ず。	ク	一・
ク	検 出 せ ず。	ク	三・
ク	○ ・ 三	ク	○ ・ 三
ク	○ ・ 四	ク	○ ・ 四
ク	検 出 せ ず。	ク	○ ・ ・ ○ ・ 三
ク	検 出 せ ず。	ク	○ ・ ・ ○ ・ 四

正 誤
令和七年四月十八日山口県告示第百四十三号（瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第
一項の規定に基づく許可申請の概要）

